

年末たすけあい運動「見舞金」配分要綱

共同募金運動の一環として、毎年12月1日から31日まで地域の皆さまにご協力いただいております「年末たすけあい運動」において、中原区社会福祉協議会では寄せられた募金を元に、福祉ニーズを持つ世帯へ民生委員児童委員の協力により「見舞金」として配付します。

申請をご希望の方(一世帯単位)は、この配分要綱をお読みいただき、所定の申請書に証明書類を添付のうえ、期間内に申請してください。

中原区社協 PR 大使 パルるん



対象世帯

令和4年10月1日現在、中原区に居住地があり、下記の表の対象世帯

※ ただし、次の①または②にあてはまる場合は **対象外** となります。

①10月1日現在、生活保護を受給されている世帯

②証明書類をお持ちの方が、施設入所(グループホーム、有料老人ホーム、老人保健施設等)や短期入所及び長期入院中などにより自宅に不在の世帯

	対象世帯	証明書類(手帳等)名称
1	在宅で療育手帳Aの方のいる世帯	療育手帳
2	在宅で身体障害者手帳1、2級の方のいる世帯	身体障害者手帳
3	児童を監護するひとり親世帯	福祉医療証 または児童扶養手当証書
4	災害遺児等福祉手当受給者のいる世帯	川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書
5	在宅で要介護4、5と認定された高齢者のいる世帯	介護保険被保険者証
6	在宅で精神障害者保健福祉手帳1、2級の方のいる世帯	精神障害者保健福祉手帳

申請期間

令和4年10月1日(土)～10月31日(月) 消印有効 (厳守)

※ 申請期間終了後は申請受理できません。日曜日と祝日は休館となります。

申請書配布場所 (9月26日より配布予定)

① 中原区役所・地域みまもり支援センター (地域ケア推進課、高齢・障害課など)	⑤ 高齢者関係施設 (地域包括支援センター・老人福祉センターなど)
② 知的障害者関係施設 (川崎市中央療育センター、通所授産施設など)	⑥ 精神障害者関係施設 (地域生活支援センターなど)
③ 身体障害者関係施設 (中原区身体障害者福祉会館など)	⑦ 中原区社会福祉協議会 (福祉パルなかはら) ※ホームページからダウンロードもできます
④ 母子福祉関係施設 (母子福祉センターサンライズ、保育園など)	★担当地域の民生委員児童委員からも入手できます。 ★前年度見舞金配付世帯へは9月21日頃郵送予定です。

申請書類・方法

下記①②を中原区社会福祉協議会へ来所または郵送によりご提出ください。

①所定の申請書

②対象者世帯であることを証明できる証明書類(手帳など)のコピー1部

※(同一の世帯に対象者が複数いる場合、1世帯分のみの配分となります)

見舞金額

年末たすけあい運動実施委員会にて、年末たすけあい募金実績額と申請件数により決定します。(参考 昨年度見舞金額 5,000円)

見舞金配付期間

12月中旬から下旬頃まで 民生委員児童委員の協力により戸別配付します。

※令和5年1月18日を配付期限とし、受領されない場合は辞退として取扱います。

個人情報の取扱い

申請者の個人情報は当事業のみに使用し、適正に取扱います。

申請先および問合せ先

川崎市中原区社会福祉協議会(地域課)

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1-34和田ビル1階(福祉パルなかはら内)

電話 044-722-5500 FAX 044-711-1260

月～土 8:30～17:00 日・祝日は休館